

景行天皇 山辺道上陵護岸その他整備工事に伴う立会調査

景行天皇山辺道上陵は、奈良県天理市渋谷町に所在する、墳長300mとされる巨大な前方後円墳である。

当陵における整備工事については、平成27年度に工事予定区域における事前調査を実施しており、その成果については本誌第68号〔陵墓篇〕にて報告したところである⁽¹⁾。本稿は、令和3年度に行われた工事に伴って実施した立会調査の報告である。

なお、当陵に関する過去の報告では、墳丘の周囲をめぐる濠について、前方部正面の拝所背後のものを1号とし、そこから時計回りに2号、3号・・・と呼称しており、各周濠を画する渡土堤については、1号濠と10号濠を画するものをA号、1号濠と2号濠を画するものをB号とし、以下、時計回りにC号、D号・・・と呼称しているので、本稿でもそれを踏襲する⁽²⁾。

本件工事は、2号濠、3号濠で護岸工事未実施だった部分において護岸工事を実施すること主目的とするものである。整備工事として同時に実施する工事内容は事前調査時に想定されていたものから変更があり、発注時には下記のような内容となった。

(1) 護岸工 2号濠のB号渡土堤～外堤～C号渡土堤、3号濠の外堤～D号渡土堤～墳塋における裾部の護岸工事。各箇所の工法は以下のとおり。

- ① 2号濠外堤裾：ふとんかご（大部分）、捨石（B号渡土堤・C号渡土堤の取り付け付近）
- ② 2号濠B号渡土堤裾：ふとんかご（大部分）、捨石（外堤への取り付け付近）
- ③ 2号濠C号渡土堤裾：捨石、ふとんかご（余水吐の下のみ）
- ④ 3号濠外堤裾：ふとんかご（大部分）、捨石（C号渡土堤・D号渡土堤の取り付け付近）
- ⑤ 3号濠墳塋裾：ふとんかご（大部分）、捨石（C号渡土堤・D号渡土堤の取り付け付近）
- ⑥ 3号濠D号渡土堤裾：捨石、ふとんかご（余水吐の下のみ）

ふとんかごや捨石に用いる石材は、事前調査時に検出した葺石や石敷きの石種とは異なるものとするよう指定。

また、①・②・④の各箇所では、上方斜面からの傾斜を緩和するためふとんかごの背後に盛土をし、盛土前面に植生土のうで養生。

(2) 石積工 B号渡土堤付近から3号濠中位付近にかけての外堤外側裾に石積擁壁を設置する工事。あわせて石積背後の裏込め下部に排水管を敷設。

(3) 排水工 石積工裏込め内に敷設する排水管の続きを1号濠北辺外堤外側裾に設置する工事。
また、上記工事の工程の一環として、

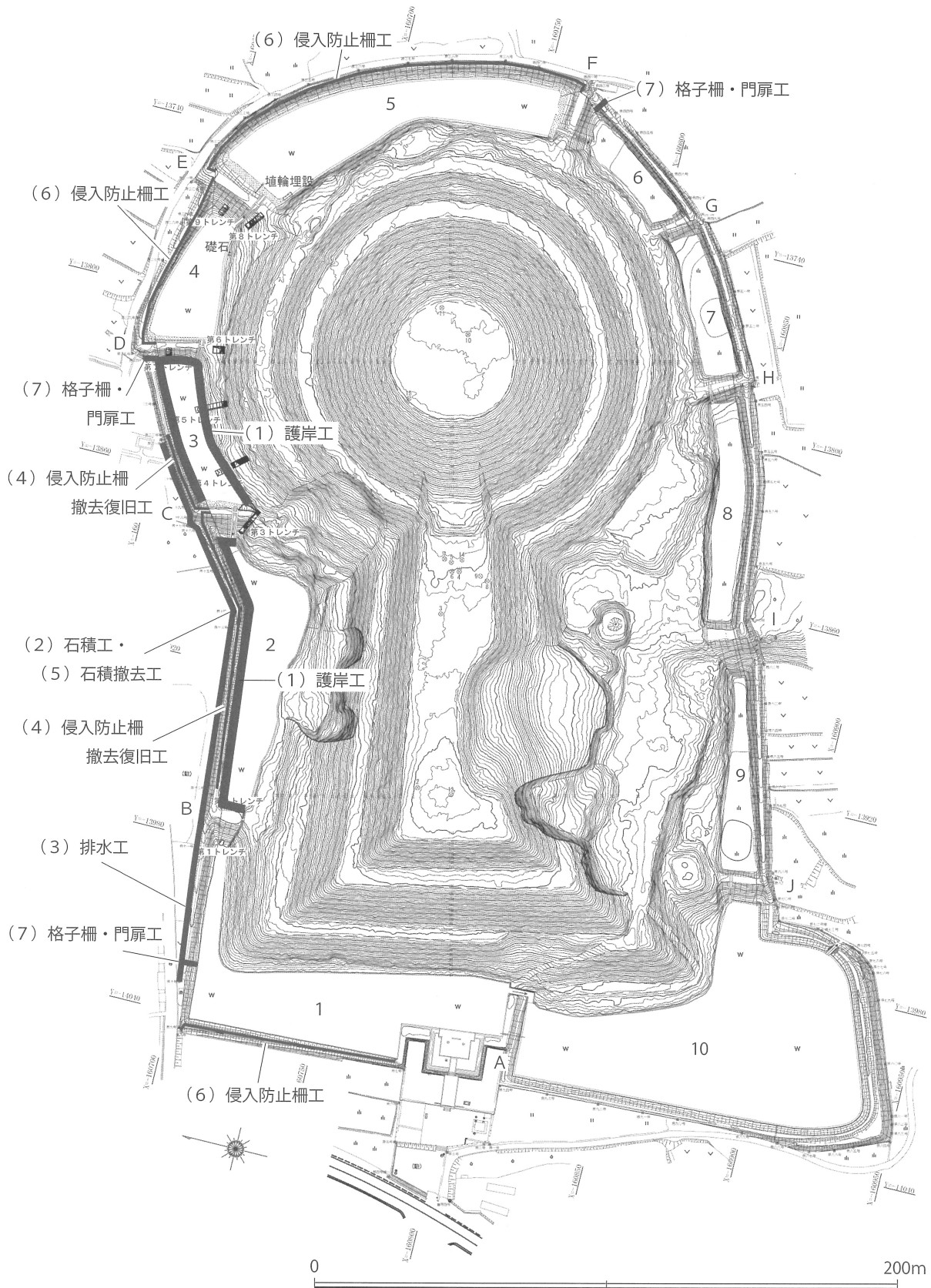
(4) 侵入防止柵撤去復旧工 石積工の施工のため、同区間の外堤上の侵入防止柵を一時撤去して仮設の作業用通路を設置し、石積工終了後に柵を復旧する工事。

(5) 石積撤去工 石積工に先立ち、既存の石積を撤去する工事。
が予定されていた。

しかし実際には工事着手後に現場の実態に即していくつかの設計変更が行われ、大規模なものでは、(4) 侵入防止柵撤去復旧工のうちから作業用通路の仮設がとりやめとなった。これは(5) 石積撤去工・(2) 石積工が仮設通路なしでも施工可能であったためだが、侵入防止柵自体の工事は、既存のものが傾斜したりしていたため、そのまま実施された。また、下記の工事内容が追加された。

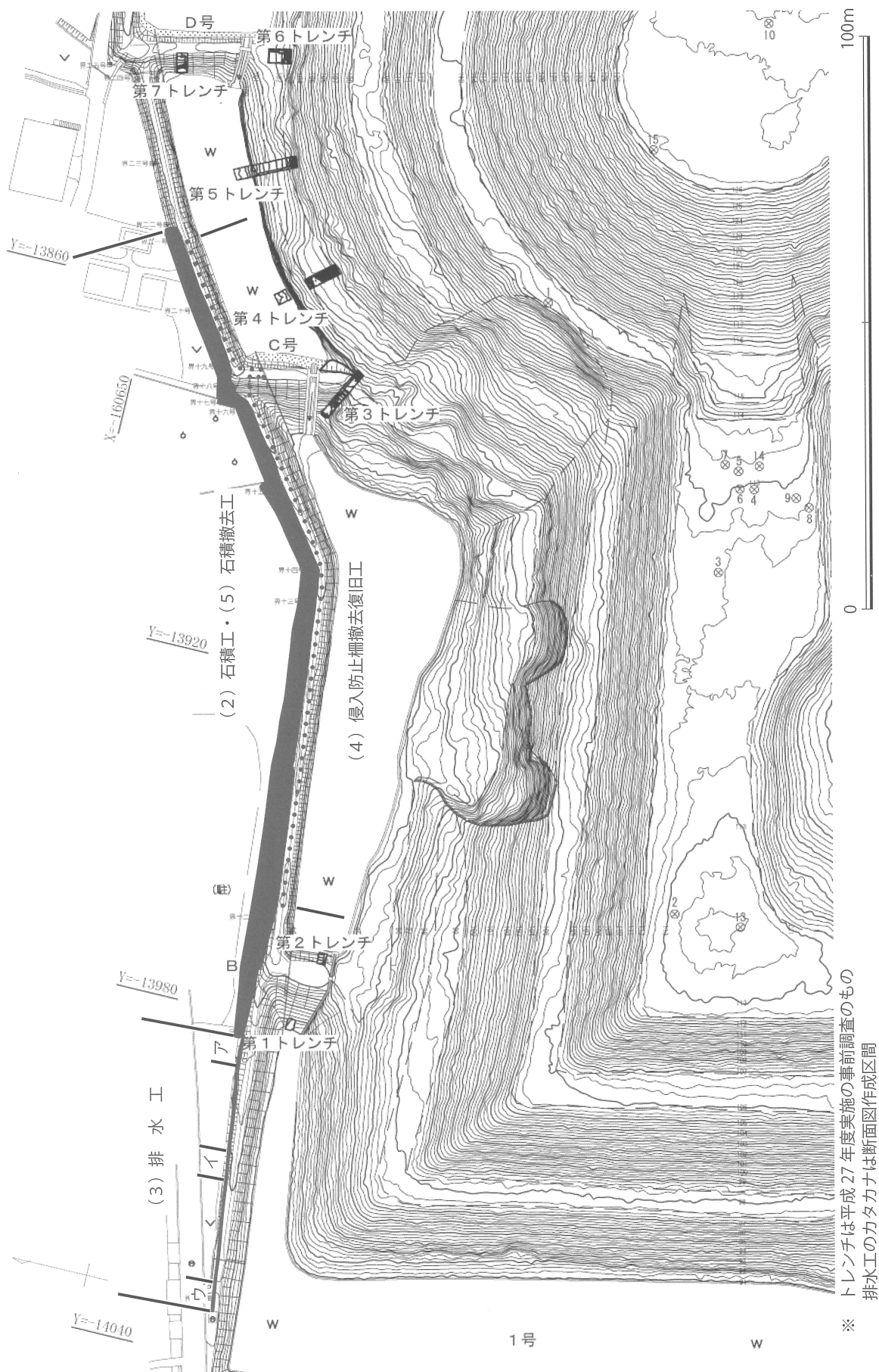
(6) 侵入防止柵工 1号濠西辺、4号濠、5号濠の各外堤上の侵入防止柵の改修工事。既存の鋼製柵及びブロック基礎を撤去し、基礎を土中立て込み方式として鋼製柵を再設置するもの。

(7) 格子柵・門扉工 1号濠北辺外堤上中位付近、3号濠外堤上D号渡土堤取り付け部付近、6号濠外堤上F号渡土堤取り付け部付近に所在していたコンクリート製の侵入防止柵を鋼製柵に変更するとともに、それに取り付けられていた格子鉄扉を更新する工事。基礎は、既存のものを再利用。



※ トレンチは平成27年度実施の事前調査のもの
 濠内のアラビア数字及び渡土堤のアルファベットは、それぞれの呼称を示す
 本図は各工の位置をおおまかに示すために提示するもので、長さや幅は精確なものではない

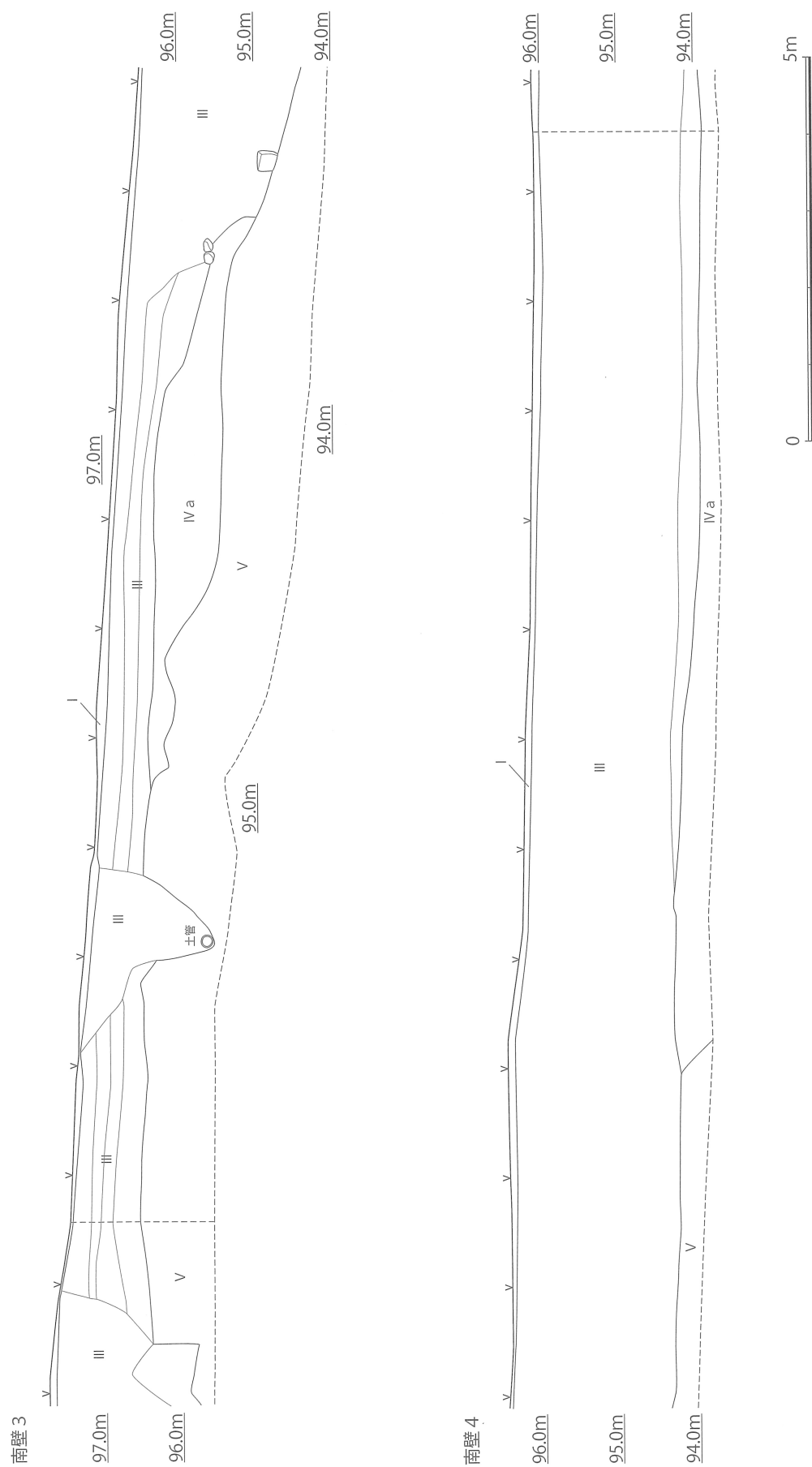
第38図 山辺道上陵 工事箇所位置図 (1/2000)



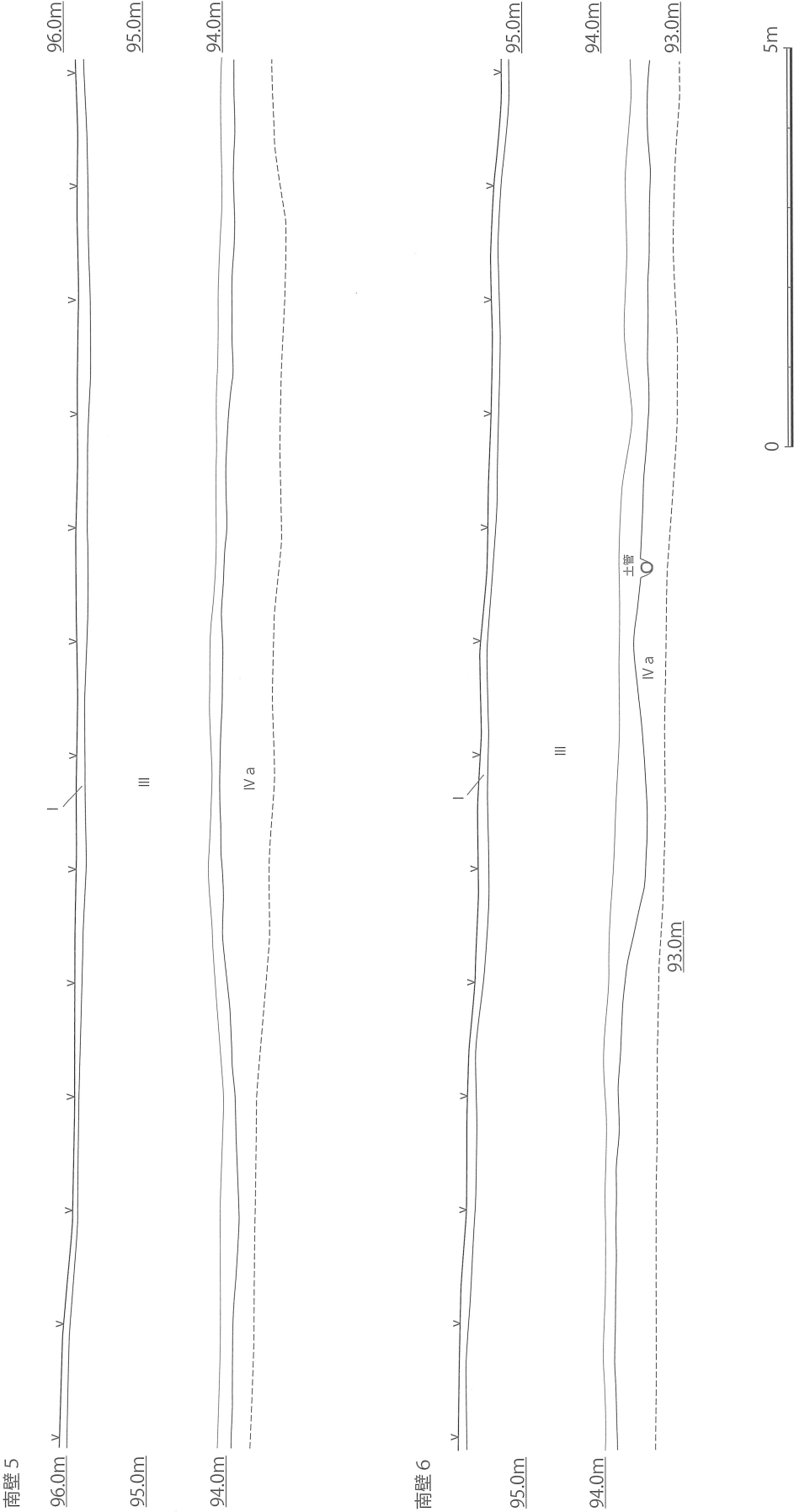
第39図 山辺道上陵 石積工・排水工・侵入防止柵撤去復旧工・石積撤去工 掘削箇所位置図 (1/1000)



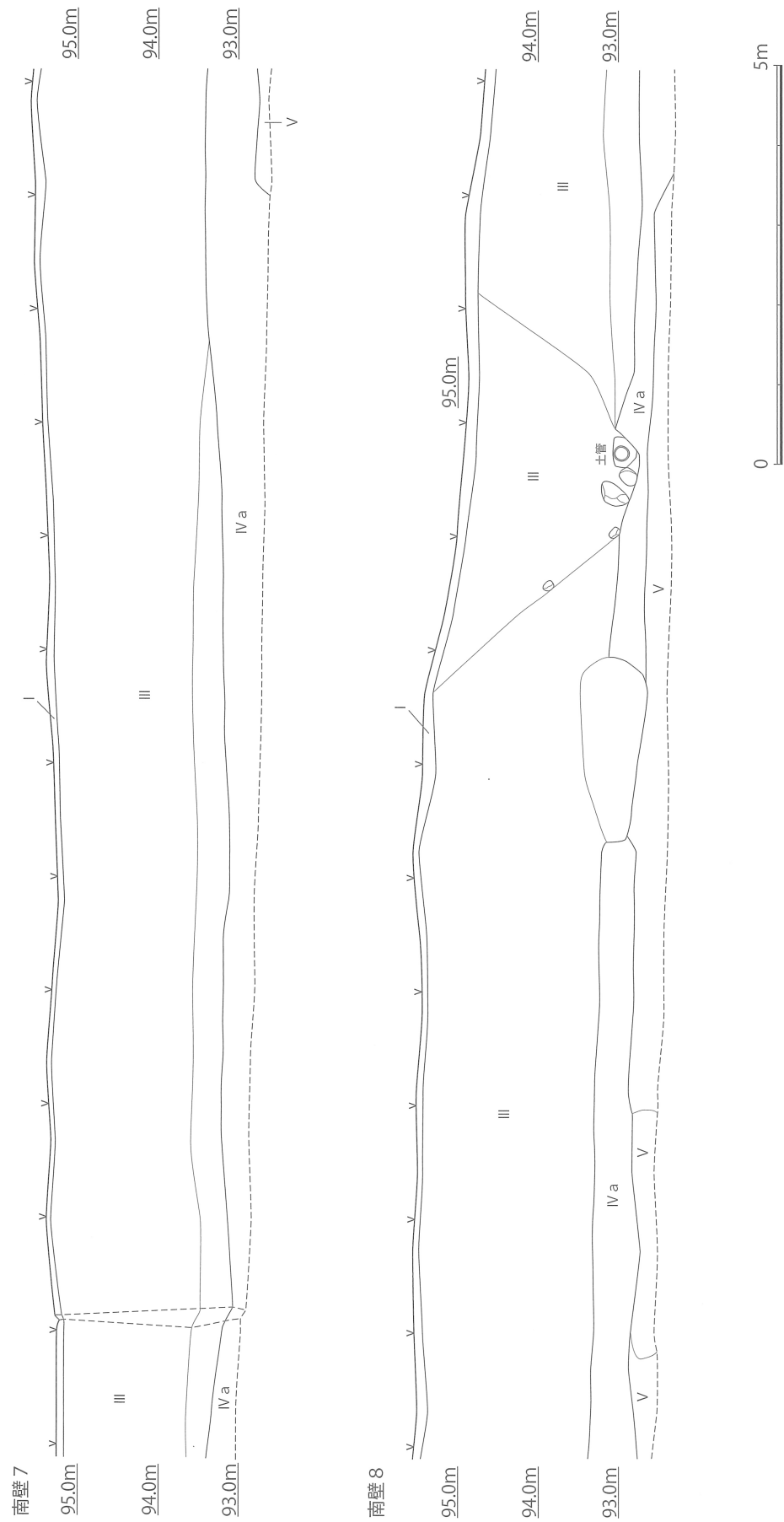
第40図 山辺道上陵 石積工・石積撤去工掘削箇所 断面図(1) (1/80)



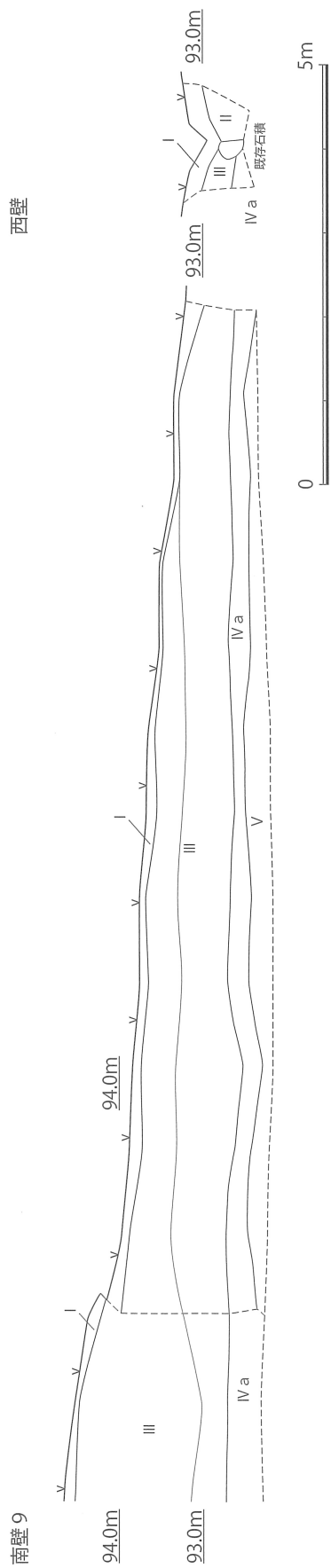
第41図 山辺道上陵 石積工・石積撤去工掘削箇所 断面図(2) (1/80)



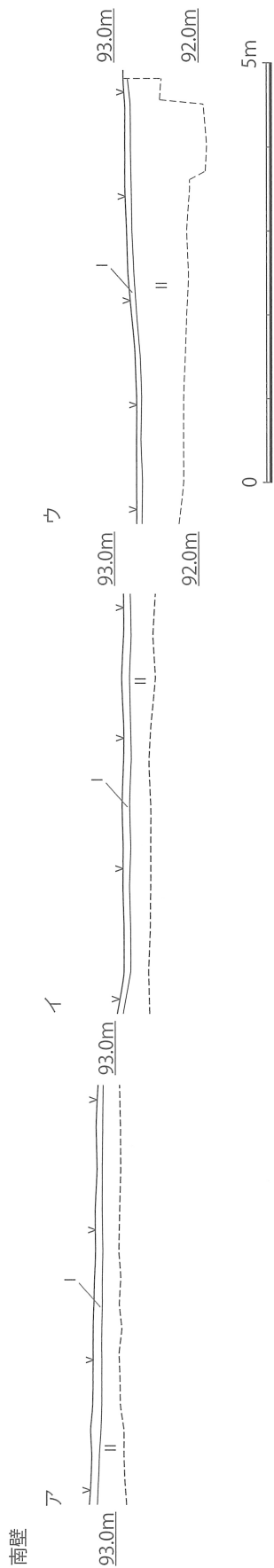
第 42 図 山辺道上陵 石積工・石積撤去工掘削箇所 断面図 (3) (1/80)



第43図 山辺道上陵 石積工・石積撤去工掘削箇所 断面図(4) (1/80)



第 44 図 山辺道上陵 石積工・石積撤去工掘削箇所 断面図 (5) (1/80)



第 45 図 山辺道上陵 排水工掘削箇所 断面図 (1/80)

各工事の位置については、第38図で提示しているので、ご参照願いたい。

これら各工事のうち、(1)護岸工、(6)侵入防止柵工、(7)格子門・門扉工は、掘削を伴うものではなかった。このため、立会調査は、(5)石積撤去工と(2)石積工で行われた既存石積撤去から新設石積擁壁基礎部分及び背面法面整形のための一連の掘削と、(3)排水工の掘削、(4)侵入防止柵撤去復旧工でのコンクリートブロック基礎設置時の掘削が対象となった。

工事期間は令和3年10月21日から翌4年3月25日までで、その間、現地の畝傍陵墓監区の志賀陽太、南彰治の両名が適宜立ち会い、遺構・遺物の存否を確認した。また、令和3年11月29日～12月3日と同年12月13～17日の計10日間については、陵墓課陵墓調査室の有馬も現地にて調査に従事した。

なお、陵墓調査室員従事期間中の12月17日には、歴史学・考古学関係16学・協会からの申請を受け、その代表者に対し現地公開を行った。

各掘削箇所を確認できた土層は5層に大別できた。Ⅰ層は表土層で、Ⅱ層としたものは隣接地をかさ上げするために盛られた造成土層である。Ⅲ層としたものは、堤体や堤体に敷設された諸施設の掘方埋土など、外堤に伴う土層である。Ⅳ層としたものは、旧耕作土など、外堤築造以前に改変されたり堆積したりしていた土層で、うち外堤築造直前のものと思われるものをⅣa層、古く遡ると考えられるものをⅣb層とした。Ⅴ層が地山である。

掘削の規模が最も大きかったのは、(5)石積撤去工で既存石積を撤去しつつ(2)石積工のために掘削された新設石積擁壁基礎及び背面部分である。総延長およそ150m、幅およそ1.4～4.2m、深さは陵墓地側でおよそ2.0～3.0m、隣接地側でおよそ0.8～2.0mであった(第39～44図、図版44-1～6)。掘削箇所の土層の観察から、工事箇所の外堤は、Ⅴ層もしくはⅣ層の上に構築されているものと判断された。幕末の修陵時に作成された絵図の写しからは、当陵の外堤がそれまでの耕作地を分断するように築造されていることを読み取ることができるが⁽³⁾、今回の調査所見もそれを裏付けるものといえよう。

Ⅴ層については、当掘削箇所です断続的に確認しえたが、その上面は、段状になっている部分や落ち込んで断面から消える部分があるなど、人為的な改変が加えられているものと思われる。特に注目されるのはC号渡土堤の付近で、断面でみると、上面の幅およそ25m、西側との高低差およそ2m、東側との高低差0.5m以上で、台形状にⅤ層が高まっていることを確認することができた。さらに、高まりの東側斜面の上半部には、拳大の石5個からなる石列が存在していた(図版44-6)。この部分では外堤築造時の基盤となったⅣa層の下にさらに粘質土が堆積しており(Ⅳb層)、足裏の感触からは多数の石材が転落していることが推測された。Ⅴ層の高まりがあるということは、すなわち地山が削り残されていることにほかならず、さらにその斜面に葺石状の石が存在しているということは、この高まりが墳丘本体の築造時にまで遡りうるものであること強く示唆していよう。

高まりの西側斜面の延長線上では北方に段差が続いており、この高まりもさらに墳丘外方へと延びている可能性がある。墳丘から外方へと延びる段差にそって現状の渡土堤よりも幅の広い高まりが存在する状況は、墳丘南側のⅠ号渡土堤外方でも見られることから、墳丘の南北で同様の構造をしていることも考えられる。反対に、この高まりが墳丘側へとどう広がっていたのかは、幕末の修陵時に濠が設けられたこともあり、現状では知ることができない。

墳丘の南北にある高まりは、いずれも、現在渡土堤となっているところに所在するので、これらの高まりは、本来の渡土堤の一部であった可能性が最も高いであろう。しかし、平成27年度の事前調査において確認している各所の高さと今回確認した北側の高まりを比較してみると、C号渡土堤取り付け部に設定した第3トレンチで検出した後円部第1段斜面葺石基底の標高が99.5m、3号濠の墳丘側に設定した第4トレンチで確認している濠内の地山上面が標高98.3～98.7mであるのに対し、高まりの上面は現状で標高98.5m付近であって、今回高まりは第3トレンチの結果から想定していた後円部の裾からさらに1m程度低いことになる。墳丘裾の想定高が間違っているのか、墳丘裾まわりの構造が単純なものではなかったことになるのであろうか。ただし、南側に見られる高まりは、現状では方墳状に見えるので、周濠内に見られる島状遺構に

近いものである可能性もある。

墳丘側については幕末の修陵によって破壊されている可能性が高いが、外方については裾部が依存している可能性がある。将来、隣接地で調査が実施され、この高まりの詳細が明らかになることを期待したい。

(3) 排水工の掘削箇所は、長さおよそ 50 m、幅およそ 0.5 m、深さおよそ 1.1 ～ 2.0 m の規模で、掘削はⅡ層内にとどまった。当箇所については、土層に変化が認められなかったため、断面図の作成は両端付近と半ば付近を 3 m ずつ、計 15 m 分のみとした(第 39・45 図、図版 44-7・8)。

(4) 侵入防止柵復旧工の掘削箇所は、直径およそ 0.4 m、深さ 1.0 m のものが 55 箇所、およそ 0.4 m 四方で深さ 0.7 m のものが 11 箇所であった(第 39 図)。いずれも掘削はⅢ層内にとどまるものであった。箇所数が多いこと、掘削箇所が狭小であったことから、調査にあたっては、任意の 7 箇所での撮影とメモ作成にとどめた。

今回の一連の掘削では遺物はほとんど確認されなかった。埴輪片 2 点が石積工箇所のⅢ層内から出土したほか、2 号濠外堤上面で埴輪片 1 点を採集したのみである。

以上、今回の掘削箇所においては遺構の可能性のある高まりが確認されたが、工事に支障がなかったため、それ以上の追究は行わず、工事も予定どおり施工された。この高まりについては、今後とも注意を払う必要があると思われる。

(有馬 伸)

註

- (1) 有馬 伸・土屋隆史「景行天皇 山辺道上陵整備工事予定区域の事前調査」『書陵部紀要』第 68 号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2008 年。
- (2) 福尾正彦・佐藤利秀「景行天皇山辺道上陵整備工事予定区域の調査」『書陵部紀要』第 46 号、宮内庁書陵部、1995 年。
- (3) 『景行天皇御陵造営関係文書』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、函架番号：168・461)。